

1. 組織名

日本経済団体連合会 TPPプロジェクトチーム

8. 提出意見⑦

該当する交渉分野

貿易救済

意見

(1) アンチダンピングやセーフガード措置については、濫用された場合、通商制限的に機能する恐れがある。そのため、保護主義的な運用が行われないよう規律を整備すべきである。

[上記を求める理由・根拠となる具体例]

1-1 2008 年のリーマンショック以降、世界的な鉄鋼能力過剰問題もあり、各国が保護貿易的措置を濫用している傾向がある。

(2) アンチダンピングについて、ゼロイングの禁止、自動サンセット、レッサー・デューティー・ルールを導入すべきである。

[上記を求める理由・根拠となる具体例]

2-1 米国では、WTO ルール上問題のある貿易救済措置が取られている。

バード修正条項: アンチダンピングにより米国政府が徴収した税額を国内生産者等に分配する法律であり、アンチダンピング協定 18.1 条、補助金協定 32.5 条に違反するもの。

ゼロイング方式: ダンピングマージンを人為的に操作する方法で、この方式の適用自体が WTO 協定違反。

サンセット条項: ウルグアイ・ラウンドでの合意を受け、アンチダンピング税は特別な場合を除き 5 年間で失効するとされているが、実態は米国の対日アンチダンピング措置のうち半数以上が 10 年超となっている。

(3) アンチダンピングについて、米韓 FTA の調査開始前の事前協議システムや WTO 紛争解決手続の二国間協議制度などを参考に、貿易救済措置に関する事前の通報・協議の仕組みを設けるべきである。

[上記を求める理由・根拠となる具体例]

3-1 アンチダンピング制度につき、調査開始前に政府間で協議する場がないため、非提訴国側の状況を理解することなく調査が開始される例がある。